

佐那河内村 新庁舎建設 基本構想

平成 27 年 6 月

佐那河内村 新庁舎建設基本構想策定検討委員会

はじめに

「佐那河内村 庁舎建設 基本構想」とりまとめに当たって

この小冊子は、平成 26 年 12 月から高知県梶原町への視察を含めて、6 回に渡る佐那河内村の新庁舎の建設に関する検討の成果を報告書に取りまとめたものです。

佐那河内村庁舎は、昭和 43 年に鉄筋コンクリート造 3 階建てで新設され、その後、昭和 53 年に現在の総務企画課（1 階）と教育委員会（2 階）が利用している部分が増築され、平成 3 年にも玄関部分及びコンピューター室・会議室が増築されて現在に至っています。

庁舎の本体部分は、建設から 46 年が経過し、建物全体に経年劣化が生じています。また地震等に対する建物構造の安全性についても、村が平成 24 年度に耐震診断を実施していますが、 I_s 値（安全率 一般的には 0.6 以上 防災拠点施設等、特に強度が必要な建物については、0.9 以上）は 0.2 と極めて低い値になっており、耐震補強を含めて、早急に改善策を講じることが必要になっていることが報告されています。

新庁舎については、すでに平成 25 年 11 月から約 5 ヶ月間に渡って「佐那河内村庁舎建築検討委員会」（委員長 徳島大学名誉教授 水口 裕之氏）が開催され、建設場所の選定を中心に慎重な検討が行われ、将来性を考慮して新築することを方針に、複数の建設候補地を掲げた検討成果が報告されています。ただし、この報告書では、具体的な建設場所の決定は、行政に委ねた結果になっています。

この「佐那河内村庁舎建築検討委員会」の成果を踏まえて、平成 26 年 12 月に「佐那河内村 新庁舎建設基本構想策定検討委員会」（以下 本委員会）が設置され、新しい庁舎に関する「基本的な考え方」及び新しい庁舎の「あり方」「望ましい立地場所、必要な機能・望ましい機能、農業振興センター等の既存施設との関係、規模、形態等」と、「作り方」「木材利用を含めた建物構造、建設スケジュール、事業費等」の両面から検討してきました。

新しい庁舎の場所については、現在の庁舎が立地している敷地周辺に適切な用地を手当てすることが方針になっています。ただし、用地交渉には慎重な対応が必要になっているため、現段階では具体的な場所を明示できない状態です。今後、さらに交渉を進めていただくことが必要になっています。

今回取りまとめた「基本構想」を検討材料に、村内で幅広くご議論いただき、さらに継続して予定している「新庁舎建設に関する基本計画」の策定に反映していくことが大切になっています。

ご多忙の中、本委員会に参加していただき、多方面から、熱心にご議論していただいた各委員に深く感謝する次第です。

平成 27 年 6 月

佐那河内村 新庁舎建設基本構想策定検討委員会
委員長 三井所 清典

◆ 佐那河内村 新庁舎建設 基本構想 目次

はじめに

1. 新庁舎建設の背景	1
1) 佐那河内村の概要	1
2) 現庁舎の建設の経緯と現状	4
3) 現庁舎及び農業振興センターの問題点・課題	7
2. 新庁舎建設に関する基本的な考え方	9
1) 新庁舎づくりの基本理念	9
(1) 小さな拠点づくり	9
(2) ワン・ストップサービスが可能な拠点づくり	9
(3) 多機能的な拠点づくり	9
2) 新庁舎づくりの基本方針	10
① 防災拠点となる安全な庁舎	10
② 効率的で使いやすい柔軟な庁舎	10
③ 誰もが安心して利用できる庁舎	10
④ 良質なサービスを提供できる庁舎	10
⑤ 村の地域性と環境に配慮した庁舎	11
⑥ 村民の交流が広がる庁舎	11
3) 新庁舎の備える基本的な機能と具体的な対応策	12
① 防災拠点となる安全な庁舎	12
② 効率的で使いやすい柔軟な庁舎	12
③ 誰もが安心して利用できる庁舎	13
④ 良質なサービスを提供できる庁舎	13
⑤ 村の地域性と環境に配慮した庁舎	14
⑥ 村民の交流が広がる庁舎	14
3. 新庁舎建設の基本条件	15
1) 新庁舎の建設場所	15
2) 新庁舎の建設規模	17
3) 新庁舎の建設方式	19
4. 建設費用とその財源	20
1) 新庁舎建設の概算事業費	20
2) 新庁舎建設の財源の見通し	20
5. 今後の検討の進め方（建設基本計画の立案）	21
1) 事業のスケジュール	21
2) 木材調達方式の検討	21
3) 設計者選定方式の検討	21
6. 参考資料（設置要綱・名簿・検討体制・経過等）	22

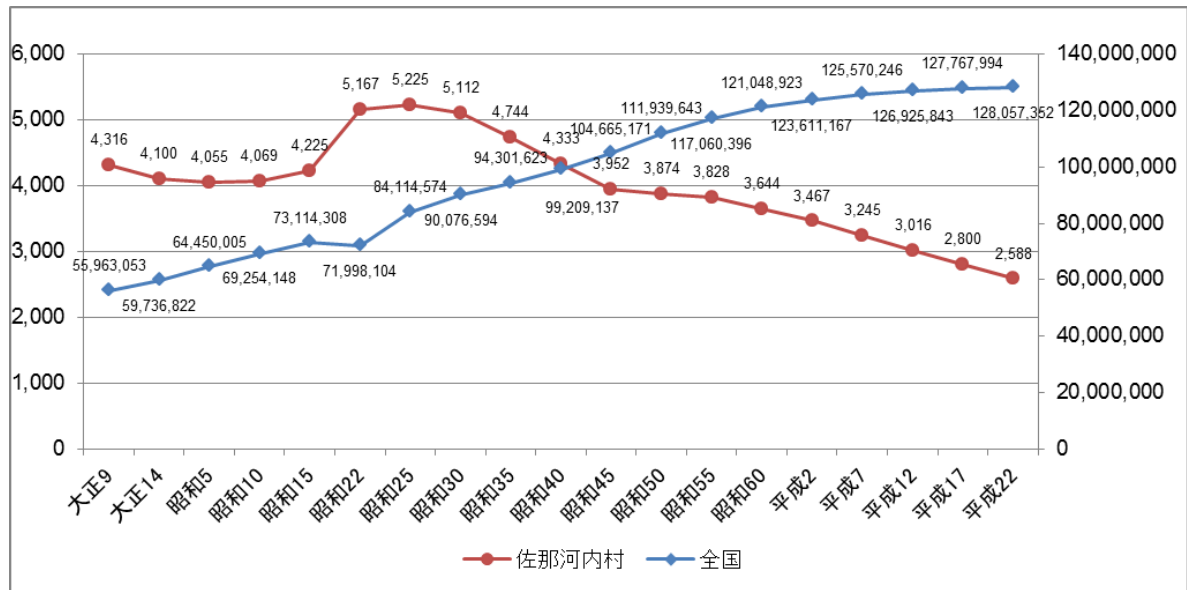
1. 新庁舎建設の背景

1) 佐那河内村の概要

(1) 人口と世帯の動向

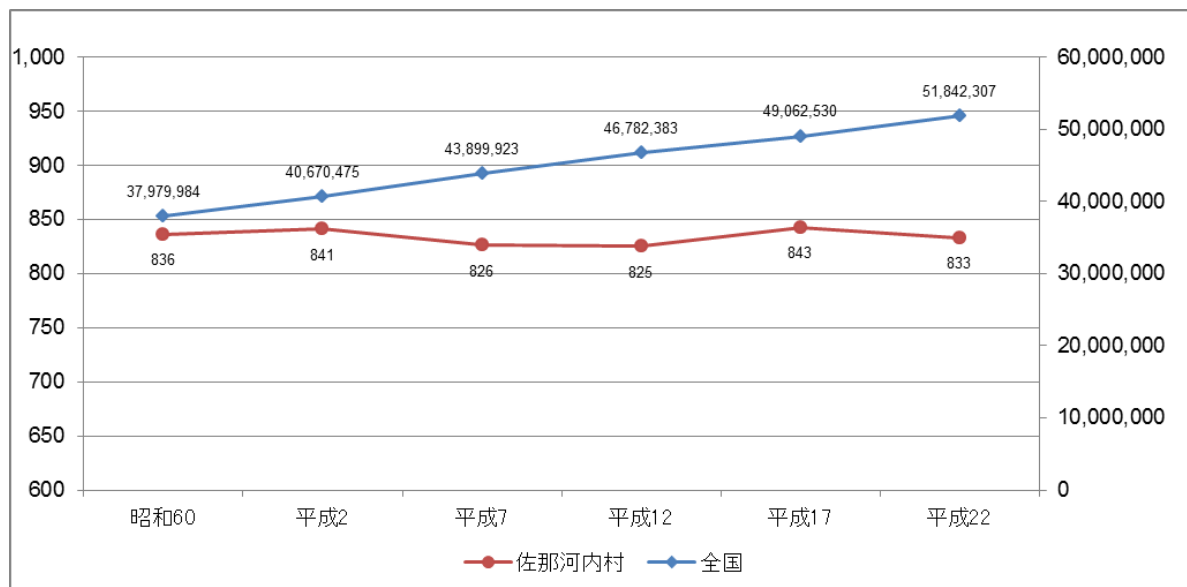
- ・人口と世帯とも減少傾向を示している。

図 人口の推移



(各年 国勢調査による)

図 世帯数の推移



(各年 国勢調査による)

- ・年少人口、生産年齢人口とも減少し、高齢化率は上昇している。
- ・平成17年以降、高齢者数も減少に転じている。

図 年齢3階級別人口の推移

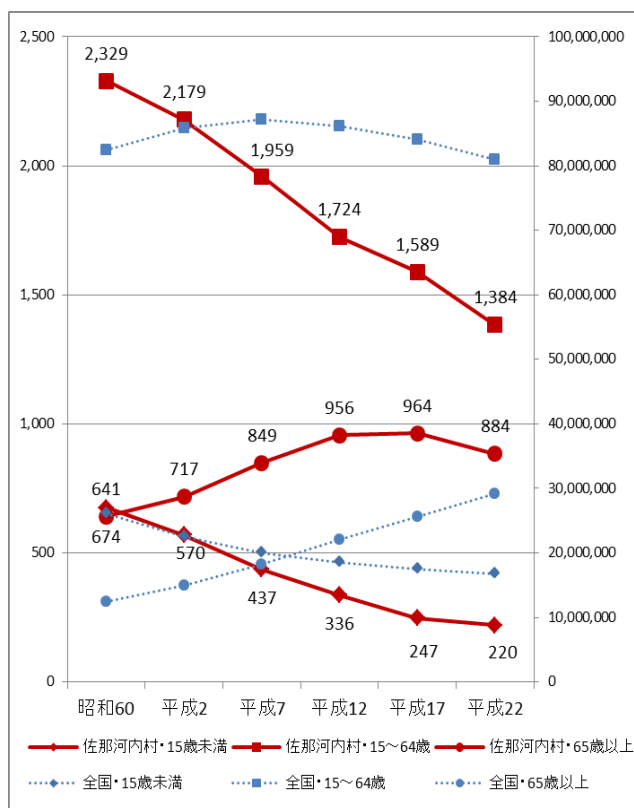


図 年齢3階級別人口割合（平成22年）

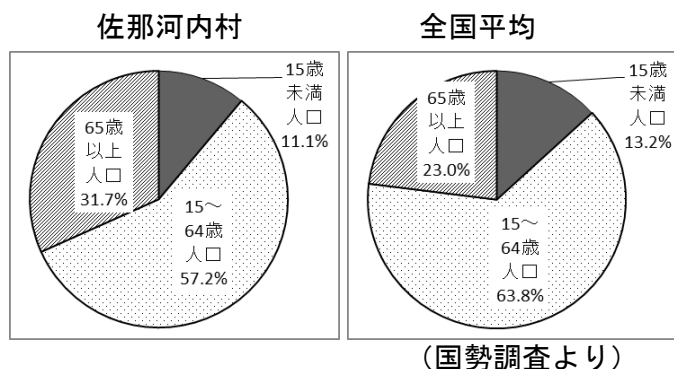
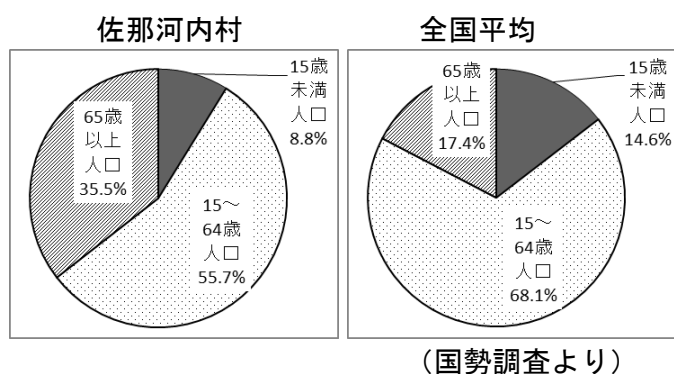
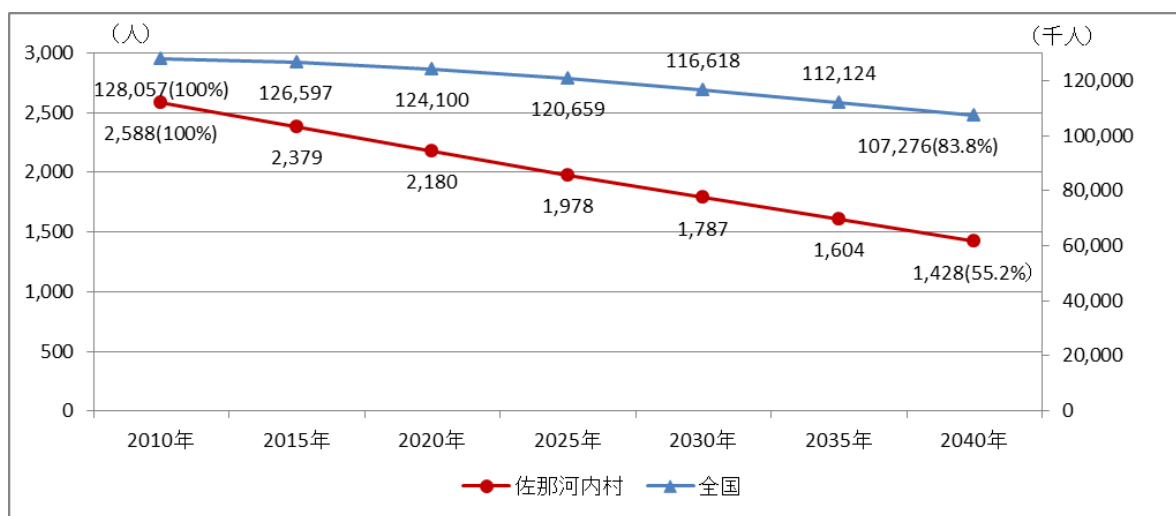


図 年齢3階級別人口割合（平成12年）



(2) 将来人口の推計

- ・国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、人口減少が持続すると予測されている。



資料 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計(平成23年3月推計)」

(3) 佐那河内村のプロフィール (2015 年 4 月 1 日現在) (村のホームページより)

人口	: 2,526人(男性:1,226人／女性:1,300人)
世帯数	: 941世帯
面積	: 42.28平方キロ

■ 老年人口 (65歳以上)  男性 466人 女性 570人	■ 年少人口 (15歳未満)  男子 120人 女子 91人	■ 出生  平成26年度 男性 8人 女性 4人	■ 死亡  平成26年度 男性37人 女性49人
■ 転入  平成26年度 男性32人 女性50人	■ 転出  平成26年度 男性55人 女性44人	■ 議員  8人	■ 職員  50人
■ 予算  平成26年度 23億5,300万円 (一般会計)	■ 決算  平成25年度 22億8,100万円 (一般会計)	■ 村税  平成25年度 1億9,318万円 (一般会計)	■ 耕地面積  24,183a
■ 農業粗生産額  1,660百万円	■ 集排普及率  57.6%	■ 火災  平成26年度 0件	■ 交通事故  平成26年中 8件

2) 現庁舎の建設の経緯と現状

- ・現庁舎及び隣接する農業振興センターの建設の経緯を整理すると以下のようになっている。

【参考資料 現庁舎及び農業振興センターの航空写真】



□現庁舎までの経緯

明治 22 年 村制開始

(当時の庁舎は今より北西の山側に位置していた)

昭和 12 年 旧庁舎建設 (現位置に移転 木造 2 階建)

昭和 43 年 現庁舎建設 (鉄筋コンクリート造 3 階建)

(延べ床面積 1,098 m²)

昭和 53 年 総務企画課・教育委員会部分を増築

(延べ床面積 1,267 m²)

平成 3 年 玄関部分及びコンピューター室・会議室を

増築 (延べ床面積 1,451 m²)

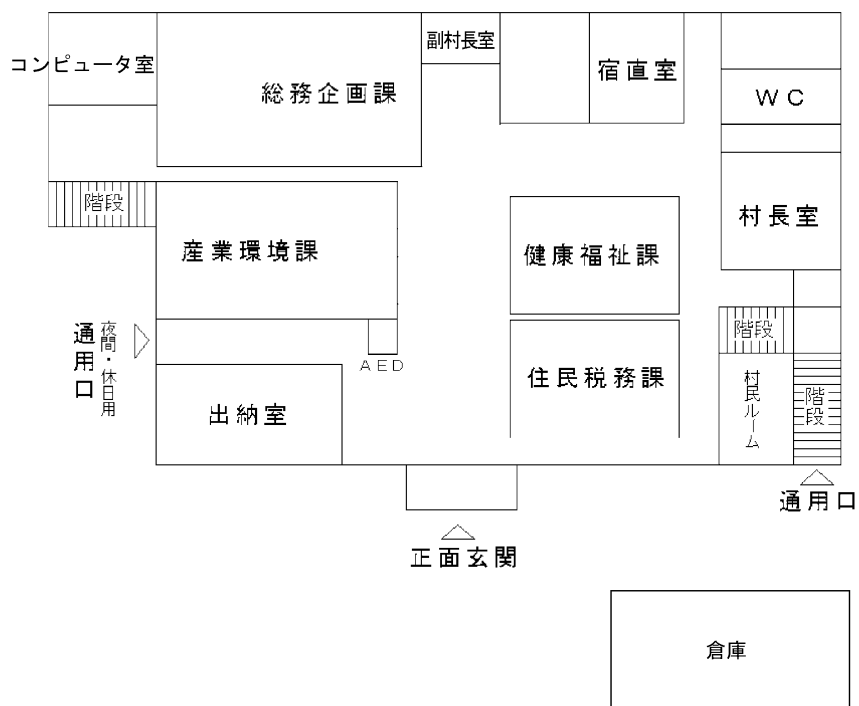
付帯施設 倉庫兼車庫 (2 階建て) 129 m²



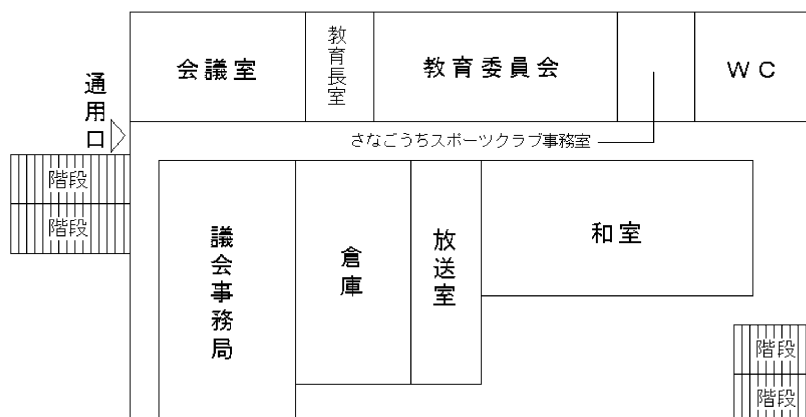
(昭和 12 年の旧庁舎写真)

□現庁舎の平面図

○1階



○2階



○3階



□農業振興センターの経緯

昭和 58 年 建設（鉄筋コンクリート造 3 階建）（延べ床面積 1,082 ㎡）

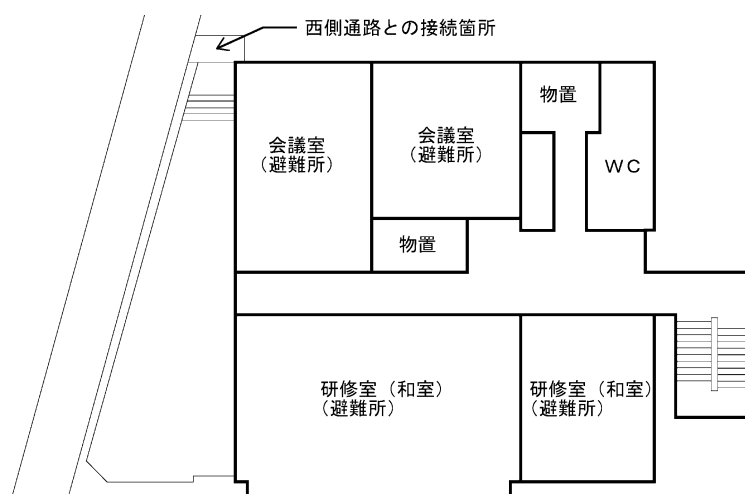
平成 24 年 トイレ等一部改修

□農業振興センターの平面図

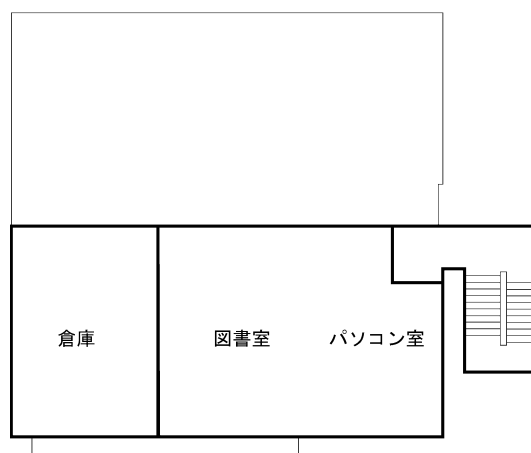
○ 1 階



○ 2 階



○ 3 階



3) 現庁舎及び農業振興センターの問題点・課題

(1) 現庁舎の問題点・課題

① 防災の観点から

- ・昭和 53 年に発生した宮城沖地震を契機に建物の耐震性能が見直され、昭和 56 年に建築基準法が改正され、新たな基準「新耐震基準」が定められている。
- ・現庁舎は昭和 43 年に建設されている。そのため、新耐震基準には適合していない。平成 25 年に現庁舎の耐震診断をしたところ、耐震指標：Is 値が 0.2 という低い値であった。耐震改修促進法等では耐震指標の判定基準を 0.6 以上としており、それ以下の建物については耐震補強の必要性があると判断され、防災拠点施設等特に強度が必要な建物については、0.9 以上が必要とされている。従って、現庁舎を使用するためには、耐震補強が必要になる。
- ・平成 24 年 3 月の東日本大震災発生以降、各自治体では、行政機能維持や災害対策が重要視され、危機管理及び防災対策の拠点施設として、庁舎は十分な耐震性を備えた災害に強い建物である必要性が高まっている。現庁舎は、新耐震基準を満たしていないうえ、築 46 年と老朽化していることから、大地震が発生した際に防災拠点施設としての機能を発揮できないことが想定される。

② スペースの狭あい化

- ・現庁舎における執務は概ね 1 階が主体となっているが、行政事務の増加や組織改編などに伴い常時配置変更が行われているなどにより、執務スペースが狭あい化しているとともに、全く使われないスペースが発生している。また、来庁する村民が手続きを待つスペースや相談するスペースなど村民のためのスペースがほとんどなく、窓口等わかりにくい状況となっている。
- ・職員ワークショップにおいても以下のようなスペース狭あい化や不足等が指摘されている。
 - 会議、協議スペースの不足
 - 物置き、文書等保管スペースの不足
 - OA機器にスペースをとられている
 - 通路をはじめ全体として狭い
 - 天井が低い（圧迫感）、暗い
 - 迷路のようで動線が悪い

③ 建物の老朽化

- ・築 46 年を経過していることから、執務室に雨漏り箇所があるなど、設備関係中心に建物の老朽化に起因する以下のような問題点も発生している。
 - 冷暖房等空調（冬寒く夏暑い）
 - トイレが古く、男女区分がされていない
 - 更衣室がない
 - たこ足配線になっていて危険

現在の庁舎と農業振興センター



④ 村民サービスへの問題

- ・村民に対する行政サービスが多様化しており、来庁する村民からの相談や協議スペース需要が増大しているものの、それに対応したスペースが十分確保できていないとともに、高齢者をはじめとする多様な村民を受け入れるための関連する設備等が整備されていない。
 - 相談、応接スペースがない
 - 村民の交流スペースがない
 - わかりにくい受付（案内）、窓口
 - 村民用トイレがない
 - エレベーターがない（高齢者、障がい者対応できていない）
 - バリアフリー化への対応不足

（２）現庁舎の改修の可能性

- ・平成 24 年度に実施された現庁舎の耐震診断結果を受けて、村が行った耐震補強、建物改修の可能性の検討について、平成 25 年度に開催された「佐那河内村庁舎建築検討委員会」に報告されている。
- ・この検討では、耐震補強と大規模改修を実施した徳島県板野町の事例を参考に、耐震補強と大規模改修による費用が試算され、新築した場合と比較されている。
- ・検討結果によれば、現庁舎の耐震補強・大規模改修の事業費の方が、新庁舎した場合の事業費と比較すると、財政負担が少ないという結果になっているが、大規模改修後の建物の残存年数や、建物利用の自由度等を考慮して、新築による整備が望ましいという方向が示されている。

（３）農業振興センターの問題点と課題

- ・昭和 58 年に建設されている農業振興センターは、建物構造の強度が増した新耐震基準が適用されて建設されている。
- ・ただし、築 32 年と建設から時間を経ており、経年的な建物劣化が進み、冷暖房の効率や照明効率が悪く、3 階建てにもかかわらずエレベーターが設置されていない点や、畳敷き集会室や図書室（現在はパソコン教室としてもっぱら利用）等の各スペースの使い勝手が変化してきており、利用頻度が少なくなっている。
- ・農業振興センターについては、新庁舎との連携システムを見定めて、利活用の方向を検討することが必要になっている。（ただし、再利用の可能性を判断する上では、耐震診断の実施が必要と考えられる。）

2. 新庁舎建設の基本的な考え方

1) 新庁舎づくりの基本理念

- ・新庁舎の目指すべき基本理念として、以下の内容を掲げる。

(1) 小さな拠点づくり

- ・佐那河内村にふさわしい庁舎として、小さくても充実した機能を持ち、村民生活の基盤として役割を果たす拠点づくりを目指す。
- ・村政の中心になり、災害等の非常時にも必要になる活動の中心として安全で安心できる拠点づくりを目指す。

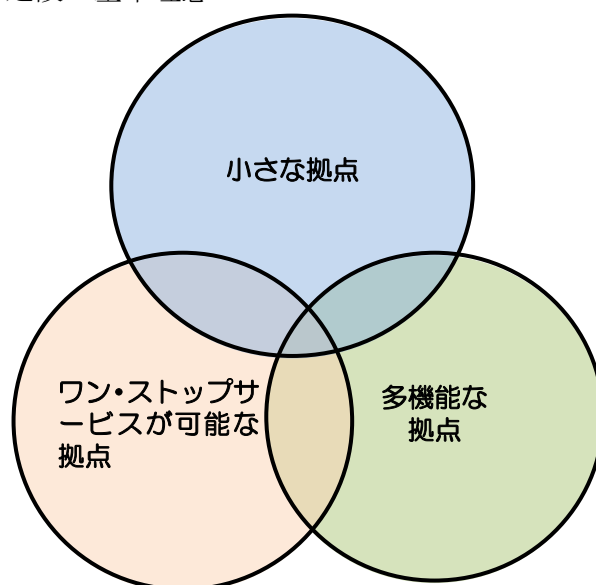
(2) ワン・ストップサービスが可能な拠点づくり

- ・行政サービスだけでなく、緊急時の対応、J Aや郵便局など日常生活に関連したサービスが提供できる拠点づくりを目指す。
- ・すべての村民が安心して利用出来るよう、快適なロビーと分かりやすい窓口を備えた便利で使いやすい拠点づくりを目指す。

(3) 多機能な拠点づくり

- ・村民のシンボルとして、誇りと愛着が感じられる拠点づくりを目指す。
- ・地域の環境に配慮し、温かみと安らぎが感じられるよう木をふんだんに使った拠点づくりを目指す。
- ・村民交流のための礎として、多様な機能を持ち、気軽に訪れることが可能な拠点づくりを目指す。

◆ 新庁舎建設の基本理念



それぞれの要素が重なり合って新しい魅力を造っていく。

2) 新庁舎づくりの基本方針

- ・ 3 つの基本理念に基づいて、それぞれが重なり合いながらより具体的なイメージを持てるよう基本方針を掲げる。

(1) 小さな拠点づくりに対応した基本方針

① 防災拠点となる安全な庁舎

- ・ 平常時の便利な機能に加えて、地震や風水害等による大規模な災害時に迅速に対策を行うため、耐震性や非常電源等、自立性を備えたライフラインが確保され、災害対策本部などの防災センターとしての機能を備え、村民の安全性を確保するための庁舎とする。
- ・ 消防自動車、救急搬送車等の車庫を備え、緊急時に消防活動、救援活動にも対応できる安全・安心を支える機能をもった庁舎とする。
 - ・ 大規模地震など災害に強い庁舎
 - ・ 災害対策・危機管理機能の拡充

② 効率的で使いやすい柔軟な庁舎

- ・ 利便性に配慮した部門配置により業務の効率化を図り、将来の社会・経済状況の変化に伴う組織改編や、高度情報化、設備更新などに柔軟に対応できる庁舎とする。
 - ・ フレキシブル（柔軟性）を確保
 - ・ I C T（情報通信技術）を積極的に活用

(2) ワン・ストップサービスが可能な拠点づくりに対応した基本方針

③ 誰もが安心して利用できる庁舎

- ・ 年齢や性別、国籍、障がいにかかわらず誰もが利用しやすいユニバーサルデザインを導入し、プライバシーにも配慮した庁舎にする。
- ・ 多様な行政情報の管理や防犯体制の構築などセキュリティ機能が充実した庁舎にする。
 - ・ ユニバーサルデザインの導入
 - ・ プライバシーへの配慮、施設及び情報管理の拡充

④ 良質なサービスを提供できる庁舎

- ・ 手続きの負担軽減を図り、待ち時間の短縮や快適な待合空間を提供するなど、ソフト・ハード両面から、良質なサービスを提供できる庁舎にする。
- ・ J Aや郵便局の誘致により、村民の利便性に貢献できる庁舎にする。
 - ・ 民間施設との連携（J A、郵便局等）を進める
 - ・ 分かりやすい快適な窓口環境を実現
 - ・ 機能的で働きやすい執務環境を実現

(3) 多機能な拠点づくりに対応した基本方針

⑤ 村の地域性と環境に配慮した庁舎

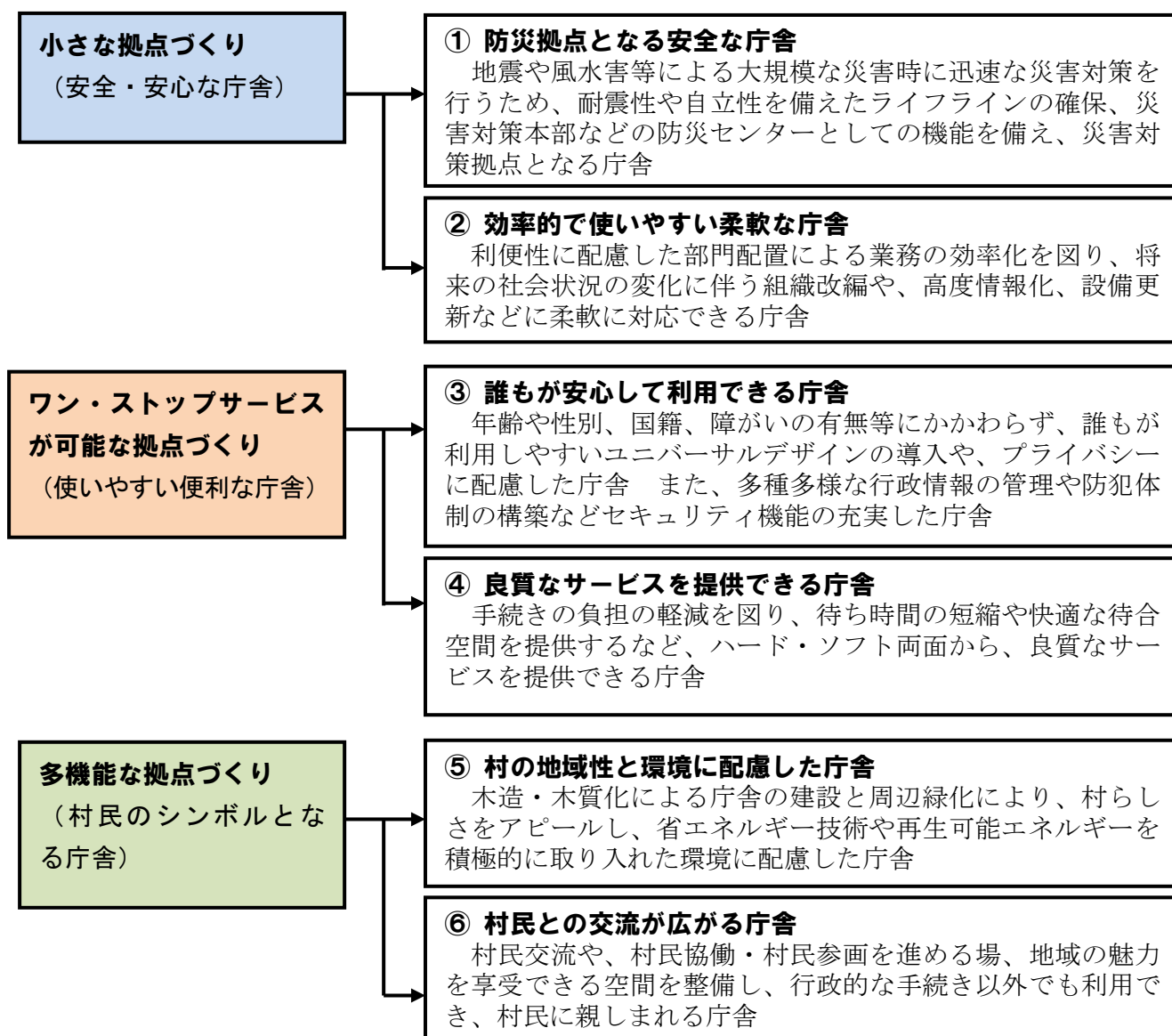
- ・ 木造・木質化により庁舎を建設し、周辺の緑化を推進して佐那河内村らしさをアピールできる庁舎にする。
- ・ 省エネルギーを積極的に取り入れ、環境に配慮した庁舎にする。
 - ・ 省エネルギー技術等を積極的に活用
 - ・ 村らしい自然豊かな環境づくりと景観を形成

⑥ 村民との交流が広がる庁舎

- ・ 村民交流や村民協働・村民参画を進める場、地域の魅力を享受できる空間を整備し、行政的な手続き以外で利用でき、村民に親しまれる庁舎にする。
 - ・ 村民交流・村民活動の場の実現
 - ・ 開かれた庁舎・気軽に立ち寄れる庁舎の実現
 - ・ 効率的な村議会場の確保

◆ 基本理念

◆ 基本方針



3) 新庁舎が備える基本的な機能と具体的な対応策

- ・平成 25 年度に実施した「佐那河内村庁舎建築検討委員会」での検討、さらに、今までの本委員会での検討や職員ワークショップ等で出された意見を基に、6 つの基本方針に対応して新庁舎が備えるべき機能と具体的な対応策を整理する。

① 防災拠点となる安全な庁舎

a. 大規模地震など災害に強い庁舎の実現

- 建物構造等における対策
 - ・木造・木質化に取り組み、さらに堅硬な建物構造による安全性の確保
 - ・一部 RC 造の構造も検討
- 災害時の庁舎機能の維持
 - ・通信手段の確保
 - ・情報網を含めたライフラインの確保
 - ・消防自動車、救急搬送車等の整備の検討とスペースの確保

b. 災害対策・危機管理機能の拡充

- 災害対策本部機能の拡充
 - ・非常用設備の整備、管理の充実
 - ・早期復旧活動の拠点としての準備や備蓄の充実
- 一時避難、備蓄等の対策
 - ・村内全体の災害時の備え・避難体制の拡充に対応した準備
 - ・利用しやすい備蓄場所の確保と備蓄品の拡充
 - ・駐輪場や駐車場の有効活用

② 効率的で使いやすい柔軟な庁舎

a. フレキシビリティ（柔軟性）の確保

- 多様な使い方が可能な配置計画
 - ・将来の社会・経済動向を見据えた庁舎の規模や配置の検討
 - ・村民にわかりやすい機能配置の実現
- 維持管理等に配慮した建物計画
 - ・建物の維持・管理がしやすい計画の実施
 - ・大切に管理して長く使える建物の実現
 - ・大工技術等を活用した建物管理の実施

b. ICT（情報通信技術 Information and Communication Technology）の積極的な活用

- 情報システム・ネットワークの構築
 - ・平常時、非常時の両方に対応できる情報ネットワークの構築
 - ・大容量インターネット回線の有効活用
- 業務関連書類管理システムの導入
 - ・業務関連書類の一元的な管理（システム構築とスペースの確保）
 - ・ペーパーレス化の促進（セキュリティに配慮した庁内 LAN・システムの拡充）

③ 誰もが安心して利用できる庁舎

a. ユニバーサルデザインの導入

- わかりやすい誘導デザインの実施
 - ・ 玄関ロビーの拡充
 - ・ 高齢者や障がい者を含めて誰にとっても快適な待合スペースの実現
 - ・ わかりやすい案内板の設置
 - ・ 快適なトイレの設置
- 安心して移動できる空間の整理
 - ・ エレベーターの設置
 - ・ 車いす利用等の促進（段差の解消 車イス用トイレの設置、手すりの設置 等）
 - ・ 障がい者用駐車場の設置

b. プライバシーへの配慮、施設及び情報管理の拡充

- 利用者のプライバシーを守るカウンターや窓口の確保
 - ・ プライバシーが保てる書類記入場所の確保
 - ・ プライバシーが保てる相談窓口の設置
- 行政関連情報のセキュリティの拡充
 - ・ 非常時を想定した安全性とセキュリティが高い書類保管場所の確保

④ 良質なサービスを提供できる庁舎

a. 民間施設との連携（JA、郵便局等）

- 民間窓口の設置の検討
 - ・ JA、郵便局等の民間窓口を庁舎内に設置の検討
 - ・ 物販・飲食等のスペースやコーナー等の設置検討

b. わかりやすく快適な窓口環境の実現

- 快適な待合スペースの確保
 - ・ 快適な待合スペースの実現（庁舎利用者が一休みできる場所の確保）
 - ・ ボランティア活動と連携した高齢者対応のスペース、子育て世代に対応したスペース等の確保の検討

c. 機能的で働きやすい執務環境の実現

- サービス向上に配慮した執務空間の実現
 - ・ 村民サービスの向上に配慮した執務スペースの配置
 - ・ ワン・ストップサービスを実現できる総合案内の設置の検討
- 業務に応じた関係諸室の配置
 - ・ 見通しのよい執務室の実現
 - ・ 窓口スペースと執務空間の適切な分離

⑤ 村の地域性と環境に配慮した庁舎

a. 省エネルギー技術等の積極的な活用

- 再生可能エネルギー・資源の有効活用
 - ・太陽光発電、バイオマスエネルギー等の積極的な活用
- 省エネルギー技術の導入・負荷の低減
 - ・採光や冷暖房での省エネルギー技術の活用
 - ・省エネルギー型機材の導入

b. 村らしい自然豊かな環境づくりと景観形成

- 村のシンボルとしての木造・木質化により木をふんだんに取り入れた庁舎の実現と景観に適したデザインの実施
 - ・周辺地域や村域にある、木材資源の有効活用
 - ・地場産材の積極的な活用
 - ・（仮称）木材寄付制度の導入検討
 - ・村らしい景観の形成
- 周辺環境に配慮した自然豊かな外部空間の実現
 - ・周辺とマッチしたデザインの実現
 - ・自然のなかにある庁舎の実現
 - ・広場や駐輪場、駐車場の緑化の促進

⑥ 村民との交流が広がる庁舎

a. 村民交流・村民活動の場の充実（農業振興センターとの連携）

- 多目的に利用できる交流空間の確保
 - ・新庁舎と農業振興センターとの円滑な連絡路の確保
 - ・農業振興センターの各室の機能の見直しと新庁舎との連携強化
 - ・村民、ボランティア団体等のための会議室、活動室の確保
- 多様な人の利用を促す環境づくり
 - ・ワン・ストップサービスの拡充による利用者の利便性向上

b. 開かれた庁舎・気楽に立ち寄れる庁舎の実現

- 村民が気楽に立ち寄れるスペースの確保
 - ・高齢者や障がい者の立ち寄り場所と活動場所の確保
 - ・子育て世代の立ち寄り場所、活動場所の確保
 - ・ボランティア活動と連携した高齢者、障がい者、子育て世帯等の支援活動場所の確保
- 多目的に対応できる議場の確保
 - ・多目的利用が可能な議場の確保
 - ・議員スペースの拡充

3. 新庁舎建設の基本条件

1) 新庁舎の建設場所

(1) 検討の経緯

- 新庁舎の建設場所については、平成 25 年度に実施した「佐那河内村庁舎建築検討委員会」で慎重な議論がなされ、次のような委員会としての意見が報告書に付されている。
- また、この委員会では、最終判断は行政によるものとして、3か所の候補地について、メリット、デメリットが示され、報告書としてまとめられている。

[「佐那河内村庁舎建築検討委員会」の検討及び討議にあたっての全般的な意見]

- ① 住民にとって使い便利が良く、住民サービスが受けやすいという視点を踏まえ、候補地を選定する。
- ② 防災面の視点を踏まえ候補地の選定を行うとともに、工事期間中を含めて常に非常時の対応がとれるよう体制を整えておく。
- ③ いずれの候補地が選定されても、工事期間中及び完成後の国道との結合箇所については、十分な交通安全対策を施す。
- ④ 仮庁舎が必要になる場合は、既存の施設の有効利用が望ましい。
- ⑤ 旧中学校校舎は利活用が困難であり、早期に取り壊しが望ましい。

(2) 新庁舎の建設候補地

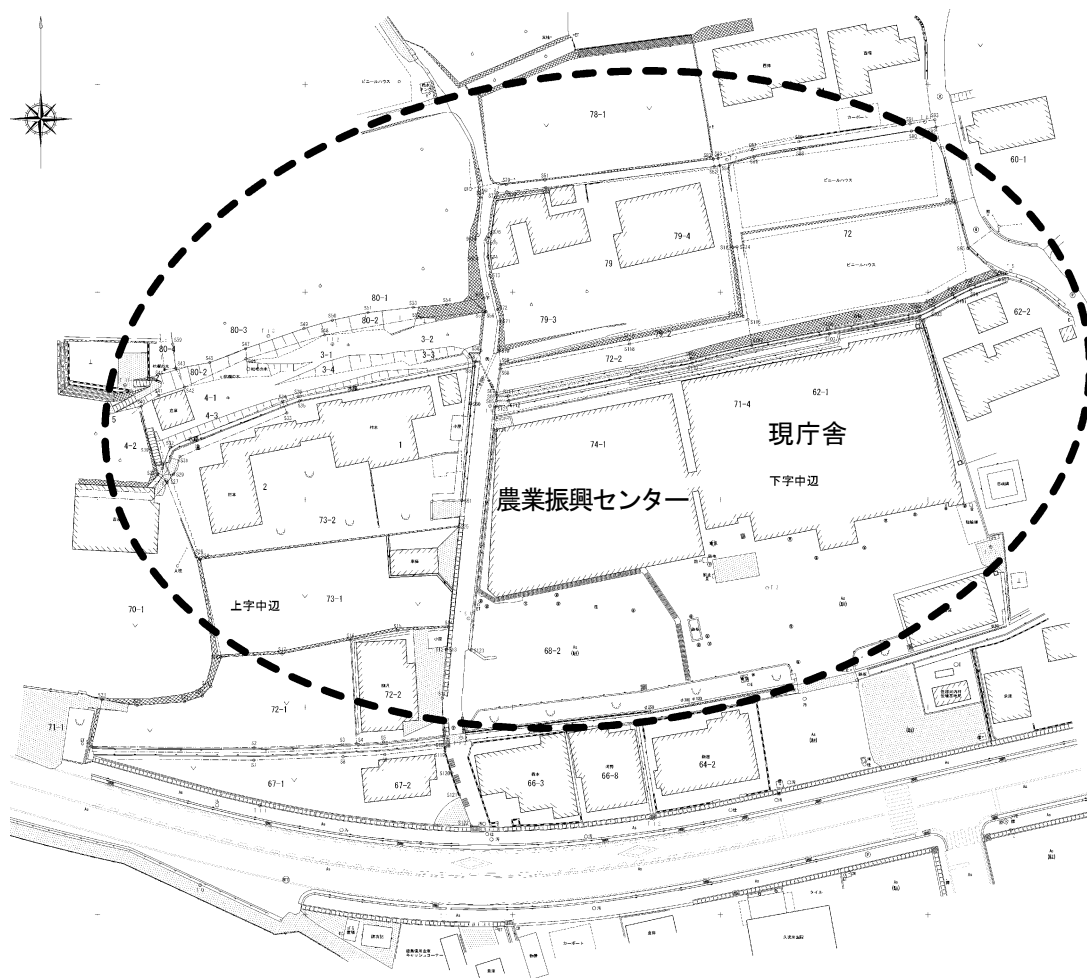
- 以上のような「佐那河内村庁舎建築検討委員会」の報告を踏まえて、行政としての方針設定や本委員会での検討を受けて、
 - ① 国道に面するという立地条件。
 - ② 村民が長い間慣れ親しんだ場所。
 - ③ 仮庁舎を建設して、往復の引っ越し費用を発生させない。
 - ④ 防災面や安全性の観点から、可能な限り早期完成が望ましい。等の理由から、現位置隣接地に新たに用地を求めて、新庁舎を建設するという方針を設定する。
- なお、平成 26 年 12 月の村議会に、新たな用地取得のための測量・補償費算定のための予算を上程して、承認を戴いている。
- さらに、3 月に開催した本委員会で国道に面した民有地について、アプローチ道路整備等を含めて公有地化できれば、農業振興センターとの連携が円滑になる可能性がある等から、公有地化の可能性を探ってみてはという提案がなされている。
- 以上のような検討の経緯、設定した方針、さらに本委員会からの提案を受けて、新庁舎の敷地候補として、現位置での建て替えに加えて、現庁舎に隣接する民有地を、新庁舎建設候補地として想定する。
- なお、民有地を対象とした用地交渉は慎重な対応が必要になっており、本年度の秋口、新庁舎に関する建設基本計画の策定段階までに、具体的な場所を設定する。

(3) 農業振興センターの活用と新庁舎との連携

- 農業振興センターについては、今後の利活用を検討するため耐震診断と設備等の状況確認を行い、利用効率を高め新庁舎と連携して役割を果たすことができるよう改修策を検討する。
- 新庁舎建設に際しては、農業振興センターと一体化するため、エレベーター等の設置を含めて接続しやすいように計画する。
- さらに、将来的に農業振興センターを再建する際、新庁舎と一体化できるような仕組みを新庁舎に講じることを想定する。

◆新庁舎の敷地候補地

現庁舎・農業振興センターに隣接する民有地を含む地域を、新庁舎建設候補地とする。



2) 新庁舎の建設規模

- ・新庁舎建設の基本理念として掲げている「小さな拠点づくり」を踏まえて、必要最小限の面積で、新庁舎を建設する。
- ・ここでは、具体的な新庁舎建設計画の目安となる面積を検討する。

(1) 現在の庁舎規模

1,451 m ²	S43 新築	鉄筋コンクリート造 3 階	1,098 m ²	
	S53 増築	鉄骨造 2 階	169 m ²	総務企画課・教育委員会
	H 3 増築	鉄骨造 1 階	139 m ²	玄関・フロア
	H 3 増築	鉄骨造 2 階	45 m ²	コンピュータ室・会議室

(2) 面積試算

① 総務省起債対象事業費算定基準による面積試算

- ・庁舎の建設に当たり財源として地方債を充てることが一部（合併特例債等）認められており、その際の庁舎面積の基準として、総務省の地方債同意等基準運用要綱に起債対象となる標準面積が記載されている。この基準は、職員数をもとに事務室や会議室等の面積を求めるものである。
- ・ただし、総務省が示す標準面積には、住民交流のための面積や防災機能、福利厚生等のための面積が含まれていない。このため、総務省基準で求めた庁舎面積に、起債許可標準面積の対象外であるが、その他必要と考えられる機能及びその面積を現在の床面積等を参考に算出し加算する。

【総務省起債対象事業費算定基準による面積試算】

区分			算出根拠				床面積
			職員数	換算率	換算後	基準面積	
①	事務室	特別職	3人	12.0	36.0人	4.5㎡／人	162.0㎡
		課長級	7人	2.5	17.5人		78.8㎡
		一般職員	36人	1.0	36.0人		162.0㎡
		小計	46人		89.5人		402.8㎡
②	倉庫		①×13%				52.4㎡
③	会議室等	会議室・トイレ・洗面所等	職員数×7㎡(左記が350㎡未満の場合は350㎡)				350.0㎡
④	玄関等	玄関・廊下・階段等	①～③の面積×40%				322.0㎡
⑤	議場	議場・議員控室等	議員定数（8人）×35㎡				280.0㎡
⑥	書庫等	書庫・機械室	④×10%				32.2㎡
⑦	車庫		1台につき25㎡				—
計							1,439.4㎡
上記に含まれていない区分							
⑧	防災対策室等						100.0㎡
⑨	村民交流室等						100.0㎡
合計							1,639.4㎡

② 国土交通省 新営一般庁舎面積基準による面積試算

- ・国土交通省が示す新営一般庁舎面積算定基準は、各府省の営繕事務の合理化・効率化のために定められた基準で、職員数をもとに執務面積や附属面積を算出するものである。また、基準に含まれない議会機能や防災機能、福利厚生、住民交流等に要する面積については、固有面積として個別に積算し加算する。

【国土交通省 新営一般庁舎面積基準による面積試算】

区分			算出根拠				床面積
			職員数	換算率	換算後	基準面積	
①	執務面積 (事務室)	特別職	3人	10.0	30.0人	3.3㎡／人	99.0㎡
		課長級	7人	2.5	17.5人		57.8㎡
		一般職員	36人	1.0	36.0人		118.8㎡
		小計	46人		83.5人		275.6㎡
		小計の10%割り増し					
②	付属面積	会議室	職員100人当たり40㎡（職員50人 20㎡）				20.0㎡
		倉庫	①小計×13%				35.8㎡
		宿直室	1人まで10㎡				10.0㎡
		庁務員室	1人まで10㎡				10.0㎡
		湯沸室	6.5㎡～13㎡が標準【13㎡×2箇所】				26.0㎡
		便所及び洗面所	職員50人 40㎡				40.0㎡
		小計					141.8㎡
③	固有面積	議会機能	議員 8 人 × 35㎡				280.0㎡
		業務支援機能	台帳等の保管場所				50.0㎡
		福利厚生機能	村民交流スペースに含む				0.0㎡
		住民交流機能	村民交流スペース				100.0㎡
		災害対策機能					100.0㎡
		小計					530.0㎡
④	設備関係 面積	機械室	冷暖房（小規模庁舎）（1000㎡以上）				176.0㎡
		電気室	冷暖房（1000㎡以上）				61.0㎡
		自家発電機室					29.0㎡
		小計					266.0㎡
⑤	交通部分	玄関、廊下、階段	（①小計＋②＋③）×30%				284.2㎡
		小計					284.2㎡
合計							1,525.1㎡

(3) 新庁舎面積の設定

- ・現庁舎面積を目安に、総務省方式と国土交通省方式で必要面積を試算しているが、1,500㎡～1,700㎡の規模になっている。
- ・この結果を受けて、新庁舎の規模を1,700㎡前後と設定する。
- ・現庁舎位置周辺での新庁舎建設を実施するため、農業振興センターとの連携が想定でき、農業振興センターを改修して庁舎機能の一部を配置することができれば、新庁舎側の面積が減じられ建設コストを抑えることにつながる可能性もある。
- ・新庁舎と農業振興センターの相互連携を図っていることが課題になる。

＜参考＞四国内の同程度の人口規模の庁舎面積

町村名	国調人口(人)	職員数(人)	庁舎面積(㎡)
高知県 東洋町	2,947	48	927
高知県 田野町	2,932	43	1,302
徳島県 上勝町	1,783	44	1,278
高知県 三原村	1,681	39	967
高知県 北川村	1,367	40	698
高知県 馬路村	1,013	44	1,213

※職員数は、各町村が公表している給与・定員管理等の調査から転記(普通会計決算)
各町村の公表時期により対象年度に違いがある。

3) 新庁舎の建設方式

- ・新庁舎建設の基本方針で掲げている、「村の地域性と環境に配慮した庁舎」を実現するため、新しい庁舎建設では、可能な限り木材を使った建物を建設する。
- ・平成 22 年 5 月には「公共建築物等木材利用促進法」が制定され、同年 10 月に施行されており、環境面からも木材利用の促進が要請されている。
- ・平成 24 年 2 月には「佐那河内村内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」が設定され、村内産の木材及び県産材を中心とした木材の利用促進を図ることにより、森林整備の促進、林業・林産業の振興及び地球温暖化防止への貢献に資することを掲げている。木材は、再生可能な資源であると同時に、収益を山に還元する素材であり、建築材料として優れた素材になっている。
- ・木材活用の利点として、以下のような点が挙げられている。(林野庁資料)
 - ① 健康でいられる木の空間
 - ② 湿度を調整する素材
 - ③ 温かみを感じる素材
 - ④ 衝撃を吸収する素材
- ・こうした利点をもった木材を可能な限り活用して、新庁舎を建設する。

■ 自然に囲まれた佐那河内村



4. 建設費用とその財源

1) 新庁舎建設の概算事業費

- ・基本構想策定段階では、具体的な建物の仕様、必要な設備・什器等の詳細が不明なため、概算事業費を建設費用の目安として掲げる。
- ・建設単価等は、周辺市町の庁舎建設事例を参考に設定したものである。
- ・木材に関する市場変動幅が大きく、具体的な建築計画での検討が必要になっているが、建設単価は、高目になる可能性も有している。
- ・また、現庁舎周辺の民有地を買収することを想定しており、用地費等が拡大する可能性もある。

■ 新庁舎建設の概算事業費

・新庁舎建設費 1,700 m ² ×m ² 当たり 35 万円で試算	約 6 億円 5 億 9 千 5 百万円
・現庁舎解体費 佐那河内小学校解体費 (2,413 m ²) 参考 40,247 千円 (調査費 1,575 千円 設計費 2,048 千円 解体費 36,624 千円) 40,247 千円×1,500 m ² /2,413 m ²	3 千万円
・仮庁舎移転費用 (現在の位置に新築する場合) ・用地費・造成費 (庁舎移転の場合)	4 千万円 注)
事業費合計	6 億 7 千万円
【その他の費用】 ・消防・救急・防災拠点施設整備費	*****

注) 用地買収費を計上

2) 新庁舎建設の財源の見通し

- ・現時点での新庁舎建設に関する財源は、新庁舎建設基金として約 8 億円を保有しているが、用地費や必要機材等を想定すると、決して十分な額とは言えない。
- ・さらに、農業振興センターとの円滑な連携を確保するための改修費用等を想定すると、事業規模は拡大する可能性を有している。
- ・ただし、木材利用等に関する補助や助成金、再生可能エネルギーの導入に関する補助・助成金、防災拠点整備に関する補助・助成金等のメニューが想定され、負担軽減を図れる可能性がある。(詳細は今後検討)

5. 今後の検討の進め方（建設基本計画の立案）

1) 事業のスケジュール（案）

- ・今回の基本構想立案では、具体的な新庁舎の敷地が設定できなかったため、基本計画の立案過程で、決定した敷地に対応した新庁舎の建物イメージ等に関する検討が必要になる。
- ・敷地の形状により、建物高さも異なることが想定され、概略の機能配置に関する検討を行い、新庁舎の設計条件を明確にすることになる。
- ・今後の検討項目として以下のようなスケジュールが想定できる。

■今後の検討のスケジュール 案（平成 29 年度中の着工）

- ① 基本計画の策定（新庁舎の建物規模、設備等の概略検討、設計者選定のための条件等も合わせて検討）
 - ・基本計画の策定期間 平成 27 年年度内（平成 28 年 3 月末 終了）
（委員会 3 回程度開催）
 - ・平成 28 年 4 月～6 月 設計者選定のプロポーザル等実施（6 月末 設計者 決定）
- ③ 基本設計 実施設計
 - ・平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月（約 1 年間） （この間 木材調達）
- ④ 着工
 - ・平成 29 年度 工事発注（平成 29 年度中に着工）

2) 木材調達方式の検討

- ・木造・木質化による建物として、新庁舎を建設する場合、木材を多用するため予め必要な木材を調達して、乾燥、製材する過程が必要になっている。
- ・村内の木材活用方式（木材寄付制度）を本委員会では検討したが、具体化に向けた、より詳細な木材調達に関する検討が必要になっている。
- ・村内の林業・林産業は担い手が不足しているため、衰退してきており、森の文化の継承等を含めた活動を展開して、木材調達の可能性を探ることが不可欠になっている。
- ・基本構想策定の作業段階で実施した関係者ヒアリング等を継続的に実施し、広域的な林業組合との連携、村内関連事業者との連携方策を検討することが必要になっている。

3) 設計者選定方式の検討

- ・新庁舎の設計者選定も重要なプロセスになる。
- ・基本計画策定段階で、必要機能の明確化、配置の方針、整備する環境水準等を想定して設計条件を明確にする。
- ・設計者選定の手法として、コンペ方式とプロポーザル方式があげられる。
 - ・コンペ方式は、一定の条件のもと、設計図面を中心に提案を行う方式
具体的な配置や平面計画、外観デザインなど、選定された提案図面に沿って設計が進められることから「設計案を選ぶ」方式になる。
 - ・プロポーザル方式は、設計に対する理念や考え方、テーマに対する取組み方策等を、図面以外のかたちで提案する方式で「設計者（組織や人）を選ぶ」方式といえる。
- ・どの方式を採用するか等について、基本計画立案段階で決定する。

6. 参考資料（設置要綱・名簿・検討体制・経過等）

1) 佐那河内村新庁舎建設基本構想策定検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 佐那河内村新庁舎建設基本構想（以下「基本構想」という。）の策定にあたり、新庁舎建設に関する事項について検討及び協議するため、佐那河内村新庁舎建設基本構想策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、新庁舎建設に関する事項について検討及び協議を行い、基本構想案を村長に提出するものとする。

（組織）

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成し、村長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）村議会を代表する者
- （3）各種団体の代表者
- （4）村長が特に必要と認める者
- （5）行政

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から基本構想案を村長に提出するときまでとする。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した委員が委員長の職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、総務企画課において行う。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月24日から施行する。

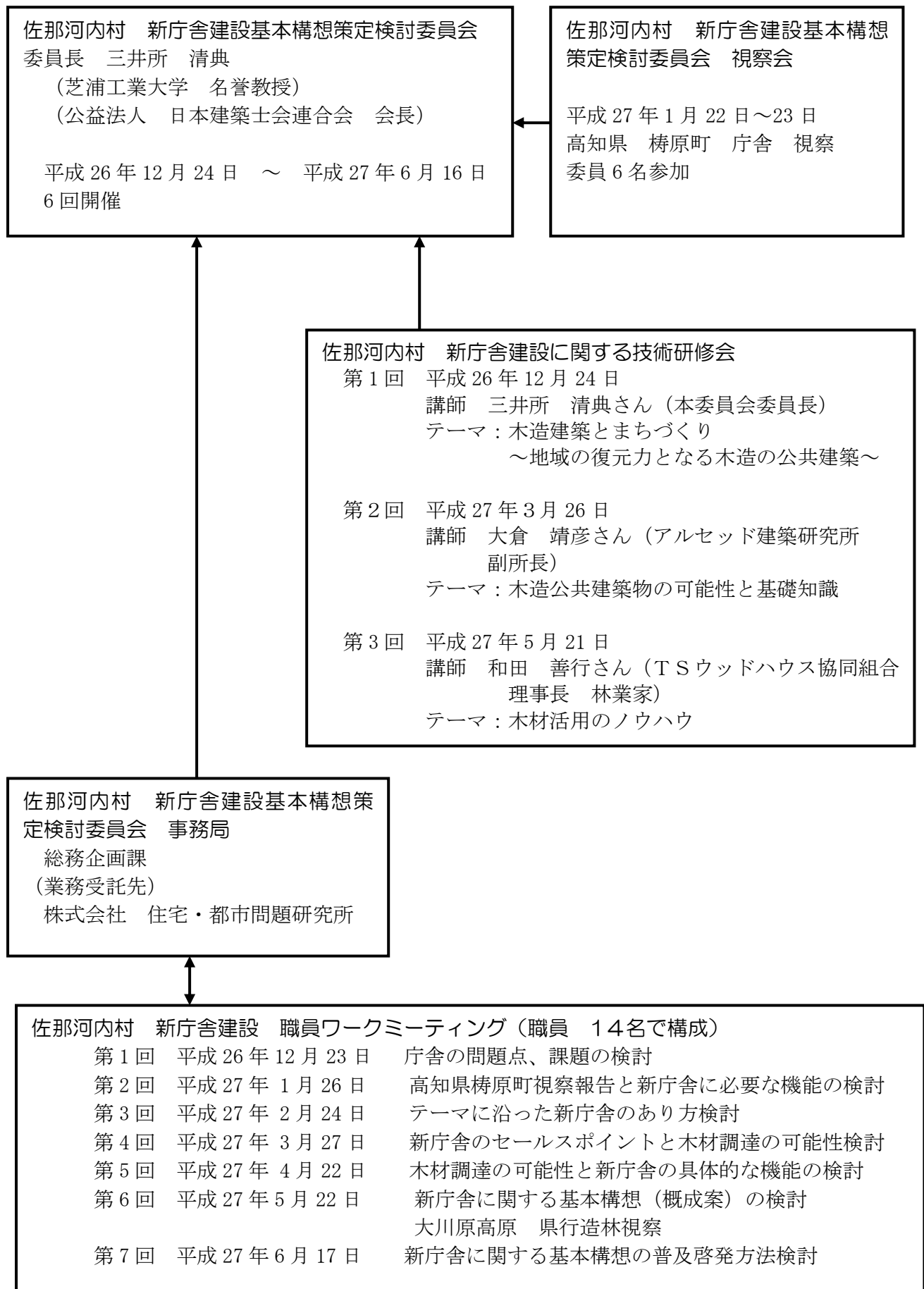
2) 佐那河内村新庁舎建設基本構想策定検討委員会 委員名簿

区 分	役 職	氏 名
学識経験者	芝浦工業大学 名誉教授 (公社) 日本建築士会連合会 会長	三井所 清 典
学識経験者	徳島大学 総合科学部 地域計画学研究室 准教授・博士 (工学)	田 口 太 郎
学識経験者	徳島大学大学院 ソシオテクノサイエンス 研究部 助教・博士 (工学)	真 田 純 子
徳島県 (行政)	農林水産部 林業飛躍局 林業戦略課 次世代プロジェクト推進室 室長補佐	宮 崎 幸一郎
(異動) 平成27年5月～	農林水産部 林業飛躍局 林業戦略課 次世代プロジェクト推進室 室長補佐	後 藤 誠
議会	議員	仁 羽 悟 郎
(異動) 平成27年5月～	議員	新 居 健 治
教育委員会	教育委員長	石 本 哲 也
(異動) 平成27年3月～	教育委員長	東 野 弘 之
老人会	会長	森 河 勤
婦人会	会長	笠 井 博 美
公民館	館長	市 原 善 文
社会福祉協議会	副会長	元 木 秀 男
フレッセ	会長	市 原 直 哉
住民代表		東 條 典 生
住民代表		大 仲 香 織
住民代表		坂 田 弥 生
佐那河内村 (行政)	副村長	田 村 忠 之
佐那河内村 (行政)	建設課 工事検査官	中 西 淑 博

【事務局】

役場	総務企画課 課長	梯 卓 義
役場	総務企画課 主査	太 尾 勝 利
(異動) 平成27年5月～	総務企画課 主査	梶 本 佳 史
委託先	(株) 住宅・都市問題研究所 代表	平 井 允
委託先	(株) 住宅・都市問題研究所 取締役	岡 田 利 幸

3) 佐那河内村 新庁舎建設基本構想 策定体制



4) 佐那河内村 新庁舎建設基本構想策定検討委員会等の開催の経緯

開 催 日	検 討 項 目	備 考
第 1 回 平成 26 年 12 月 24 日	・ 庁舎内見学 ・ 委員長選出（三井所委員） ・ 新しい庁舎への期待 等	・ 第 1 回 研修会開催 ・ 講師 （公社）日本建築士会連合会 会長 三井所 清典さん ・ テーマ：木造建築とまちづくり
視察会 平成 27 年 1 月 22 日～23 日	・ 高知県 梶原町 庁舎視察	・ 木造庁舎の視察
第 2 回 平成 27 年 1 月 26 日	・ 視察会の報告 ・ 庁舎建築検討委員会の成果の報告 ・ 基本構想の構成	
第 3 回 平成 27 年 3 月 26 日	・ 新庁舎建設に関する基本方針 ・ 新庁舎建設に関する懸念点 ・ 求められる機能、規模	・ 第 2 回 研修会開催 ・ 講師 アルセッド建築研究所 副所長 大倉 靖彦さん ・ テーマ：木造公共建築物の可能性と基礎知識
第 4 回 平成 27 年 4 月 21 日	・ 新庁舎敷地に関する検討 ・ 新庁舎建設に関する基本的な考え方の整理 ・ 木材調達の可能性	
第 5 回 平成 27 年 5 月 21 日	・ 新庁舎建設基本構想（概成案）について	・ 第 3 回 研修会開催 ・ 講師 TSウッドハウス協同組合 理事長 和田 善行さん ・ テーマ：木材活用のノウハウ
第 6 回 平成 27 年 6 月 16 日	・ 新庁舎建設基本構想（案）について ・ 基本計画策定について	